

第110回 定時株主総会 招集ご通知

日時



2020年6月19日（金曜日）
午前10時

場所



広島県府中市元町445番地の1
府中商工会議所会館



開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

▶ 株主総会に当日ご出席いただけない株主様

郵送による
議決権行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後4時50分 到着分まで

目次

第110回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役10名選任の件	4
第3号議案 監査役3名選任の件	12
(添付書類)	
事業報告	15
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	40

株式会社北川鉄工所

証券コード：6317

証券コード：6317
2020年6月2日

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1
株式会社北川鉄工所
代表取締役会長兼社長 北川 祐 治

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2020年6月18日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

記

1	日 時	2020年6月19日（金曜日）午前10時
2	場 所	広島県府中市元町445番地の1 府中商工会議所会館 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第110期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第110期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「**議決権行使書用紙**」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ ▶ <https://www.kiw.co.jp/>

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルス感染症への感染拡大が懸念されております。議決権の行使につきましては、議決権行使書の返送による事前の議決権行使をご活用いただき、総会当日のご来場は感染回避のため自粛をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

総会当日の対応について

株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、会場において、運営スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開及び経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結配当性向30%を目標として安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、先に実施しました中間配当金50円を含め、1株につき100円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金50円 総額 468,150,450円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

ご参考 配当金の推移

	第107期 (2016年4月～2017年3月)	第108期 (2017年4月～2018年3月)	第109期 (2018年4月～2019年3月)	第110期 (2019年4月～2020年3月)
一株当たり年間配当額	60円	77円	90円	100円
配当性向（連結）	28.1%	20.7%	21.9%	56.9%

(注) 第110期（当期）の1株当たり年間配当金は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした金額です。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	きたがわ ゆうじ 再任	代表取締役会長兼社長
2	きたがわ ひろし 再任	代表取締役副会長 キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長
3	きたがわ ひでお 再任	取締役 常務執行役員
4	はたしま としかつ 再任	取締役 常務執行役員 開発本部長 兼 新事業推進本部長
5	くりもと かずまさ 再任	取締役 常務執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長
6	さとう やすし 再任	取締役 執行役員 東京支店長
7	うだ いくぞう 再任	取締役 執行役員 経営管理本部長
8	こんとう まさき 新任	執行役員 名古屋支店長
9	ぬまた おさむ 再任 社外 独立	取締役
10	うちだ まさとし 再任 社外 独立	取締役

候補者
番号

1

きた がわ ゆう じ
北 川 祐 治

(1957年4月1日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1983年9月	当社入社	1999年4月	当社代表取締役専務
1991年6月	当社取締役	2001年4月	当社代表取締役社長
1995年4月	当社常務取締役	2016年4月	当社代表取締役社長兼工機事業部長
1997年4月	当社専務取締役	2018年4月	当社代表取締役会長兼社長（現任）

重要な兼職の状況

北川冷機株式会社代表取締役社長
株式会社北川製作所代表取締役会長
株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長
株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長
府中商工会議所会頭

■ 所有する当社の株式の数：131,525株 ■ 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川祐治氏は、1983年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し2001年から代表取締役社長、2018年から代表取締役会長兼社長（現任）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2017年4月	当社代表取締役副社長素形材事業本部長 兼 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役会長
1993年6月	当社取締役		
1997年4月	当社常務取締役		
2001年4月	当社代表取締役専務	2018年4月	当社代表取締役副会長 兼 キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長
2009年4月	当社代表取締役副社長執行役員東京営業本部長		
2010年4月	当社代表取締役副社長		
2012年6月	当社代表取締役副社長 出向 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.代表取締役社長		
2015年4月	当社代表取締役副社長素形材事業本部長 兼 出向 KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. 代表取締役社長		

重要な兼職の状況

KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役会長

- 所有する当社の株式の数：14,381株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川宏氏は、1981年の入社以来、北川鉄工所の要職を歴任し2009年から代表取締役副社長、2018年から代表取締役副会長兼キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長（現任）を務め、現在はタイ子会社の代表取締役会長やメキシコ子会社の取締役会長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社	2016年9月	当社取締役常務執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長
2001年4月	当社住環境事業部長		
2004年10月	当社工機事業部長		
2005年6月	当社取締役工機事業部長	2017年4月	当社取締役常務執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長兼社長
2009年4月	当社取締役執行役員営業本部営業推進部長兼海外営業部長	2018年4月	当社取締役常務執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長 (現任)
2010年4月	当社取締役執行役員中国事業準備室長		
2011年4月	当社取締役執行役員工機事業部長		
2014年4月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長		
2015年4月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.担当		
2016年4月	当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役会長		

重要な兼職の状況

KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長

■ 所有する当社の株式の数：6,333株

■ 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川日出夫氏は、1985年の入社以来、工機事業部長、海外営業部長、中国事業準備室長を歴任し、2014年から取締役常務執行役員（現任）を務め、現在はタイ子会社の代表取締役社長を兼任するなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **4** はた しま とし かつ 焔 島 敏 勝 (1954年9月25日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1979年4月	当社入社	2015年6月	当社取締役執行役員開発本部長
2006年4月	当社産業機械事業部開発部長	2016年4月	当社取締役執行役員開発本部長兼工機事業部副事業部長
2006年10月	当社開発部長		
2008年4月	当社工機事業部技術部長	2018年4月	当社取締役執行役員開発本部長
2009年4月	当社執行役員開発本部長	2019年4月	当社取締役常務執行役員開発本部長兼新事業推進本部長(現任)
2010年4月	当社執行役員工機事業部長兼開発本部長		
2011年4月	当社執行役員開発本部長		

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：1,870株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席(100%)

取締役候補者とした理由

焔島敏勝氏は、1979年の入社以来、技術部長、開発本部長、工機事業部長を歴任し、現在は取締役常務執行役員開発本部長兼新事業推進本部長(現任)を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 **5** くり もと かず まさ 栗 本 和 昌 (1958年9月21日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	当社入社	2015年4月	当社執行役員東京支店長
2009年4月	当社営業本部環境営業部長	2016年6月	当社取締役執行役員東京支店長
2010年4月	当社執行役員立体駐車場事業部長	2018年4月	当社取締役執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長
2011年4月	当社執行役員立体駐車場事業部長兼営業部長	2019年4月	当社取締役常務執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長(現任)
2012年4月	当社執行役員経営管理本部経営企画室長		
2013年4月	当社執行役員開発本部副本部長		
2014年4月	当社執行役員東京支店副支店長		

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：3,381株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席(100%)

取締役候補者とした理由

栗本和昌氏は、1981年の入社以来、立体駐車場事業部長、経営企画室長、開発本部副本部長、東京支店長を歴任し、現在は取締役常務執行役員キタガワ サン テック カンパニー社長(現任)を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

さ
とう
佐 藤

やすし
靖

(1956年4月17日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	当社入社	2011年10月	当社取締役執行役員 出向 KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
2003年10月	当社総務部長		
2004年10月	当社住環境事業部長		
2005年6月	当社取締役住環境事業部長	2015年4月	当社取締役執行役員東日本統括兼素形材事業本部 素形材事業部東京工場長
2009年1月	当社取締役立体駐車場事業部長		
2009年4月	当社取締役執行役員立体駐車場事業部長	2016年9月	当社取締役執行役員経営管理本部長
2010年4月	当社取締役執行役員素形材事業部長	2018年4月	当社取締役執行役員東京支店長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：4,600株

■ 取締役会出席状況：13回中13回出席 (100%)

取締役候補者とした理由

佐藤靖氏は、1980年の入社以来、立体駐車場事業部長、素形材事業部長、タイ子会社社長、経営管理本部長を歴任し、現在は取締役執行役員東京支店長 (現任) を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

う だ
宇 田

いく ぞう
育 造

(1953年2月14日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	株式会社広島銀行入行	2012年6月	当社取締役執行役員経営管理本部長兼調達本部長
2005年4月	同行福山南支店長	2014年4月	当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長
2007年4月	当社入社、経理部長	2015年4月	当社執行役員品質保証本部長兼調達本部長
2007年10月	当社経営管理副担当兼経理部長	2016年6月	当社取締役執行役員品質保証本部長兼調達本部長
2009年4月	当社経営管理本部経理部長	2018年4月	当社取締役執行役員経営管理本部長 (現任)
2012年4月	当社執行役員経営管理本部長兼調達本部長		

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：3,973株

■ 取締役会出席状況：13回中13回出席 (100%)

取締役候補者とした理由

宇田育造氏は、金融機関で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は経理部長、調達本部長、品質保証本部長を歴任し、現在は取締役執行役員経営管理本部長 (現任) を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

こん どう まさ き
近 藤 正 樹

(1960年11月16日生)

新任

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	株式会社広島銀行入行	2016年4月	当社工機事業部営業部長
2013年4月	同行福山南支店長	2018年4月	当社執行役員名古屋支店長（現任）
2015年4月	当社入社、工機事業部副事業部長		

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：700株

取締役候補者とした理由

近藤正樹氏は、金融機関で培われた豊富な経験及び幅広い知見を活かし、当社入社後は工機事業部副事業部長、同営業部長、執行役員名古屋支店長（現任）を務めるなど、北川鉄工所における豊富な業務経験と知見を有しており、取締役候補者となりました。

候補者
番号

9

ぬま た おさむ
沼 田 治

(1947年7月13日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1972年4月	伊藤萬株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役副社長
2002年6月	住金物産株式会社執行役員	2013年6月	同社特別顧問
2004年4月	同社常務執行役員	2014年6月	日鉄住金物産株式会社 （現 日鉄物産株式会社）顧問
2006年6月	同社取締役常務執行役員		
2007年4月	同社取締役専務執行役員	2015年6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：253株 ■ 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）
■ 社外取締役在任年数：5年（本定時株主総会の終結の時）

社外取締役候補者とした理由

沼田治氏は、総合商社において要職を歴任し、特にグローバルな事業経営及び管理・運営業務など豊富な業務経験と知見を有し、客観的・専門的な視点から経営への助言を行っており、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、日鉄住金物産株式会社（現 日鉄物産株式会社）の取締役、代表取締役などの要職を歴任し、2015年6月に顧問を退任されました。当社は同社から鉄鋼製品（資材）を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす額ではありません。

また、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の1.0%にとどまること及び同氏が同社を退職してから相当な期間が経過していることにより、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4 月	マツダ株式会社入社	2008年 6 月	当社監査役 (2019年 6 月辞任)
1997年 4 月	北川精機株式会社入社	2016年 7 月	北川精機株式会社代表取締役社長 (現任)
1999年 7 月	同社代表取締役専務	2019年 6 月	当社取締役 (現任)
2007年 9 月	当社仮監査役		

重要な兼職の状況

北川精機株式会社代表取締役社長

- 所有する当社の株式の数：884株
- 取締役会出席状況：10回中10回出席 (100%)
- 社外取締役在任年数：1年 (本定時株主総会の終結の時)

社外取締役候補者とした理由

内田雅敏氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、客観的・専門的な視点から、経営への助言を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、北川精機株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は同社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす額ではありません。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会を通じての保有分 (1株未満切捨て) を含めた、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 近藤正樹氏は、新任の取締役候補者であります。
4. 沼田治氏、内田雅敏氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は沼田治氏、内田雅敏氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は沼田治氏及び内田雅敏氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案どおり沼田治氏及び内田雅敏氏の再任が承認可決された場合、両氏とは当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

の
野

がみ
上

たけ
武

し
志

（1964年12月23日生）

新任

社外

独立

略歴、当社における地位

1987年4月 株式会社広島銀行入行

2018年4月 同行個人ローン部長

2015年4月 同行東部統括本部担当部長

2020年4月 同行人事総務部付（現任）

2017年4月 同行営業統括部長

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：-株

社外監査役候補者とした理由

野上武志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行や意思決定の適法性を確保する立場から、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、株式会社広島銀行の業務執行者として勤めておられ、2020年6月より当社の常勤監査役に就任予定です。同行は当社の主要取引銀行ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。また、同行が保有する当社株式は発行済株式総数の4.6%にとどまり、同行の意向が当社に影響を与えることなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

候補者
番号

2

かい はら じゅん じ
貝 原 潤 司

(1949年8月11日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位

1974年7月 貝原織布株式会社（現 カイハラ株式会社）入社 2014年5月 同社代表取締役副会長（現任）
1991年9月 同社取締役副社長 2018年6月 当社監査役（現任）
2003年4月 同社代表取締役社長

重要な兼職の状況

カイハラ株式会社代表取締役副会長

- 所有する当社の株式の数：93株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）
- 社外監査役在任年数：2年（本定時株主総会の終結の時）

社外監査役候補者とした理由

貝原潤司氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、当社経営の適切な監査を行っていただけのものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、カイハラ株式会社代表取締役副会長であります。当社と同社の間には取引関係がありません。

候補者
番号

3

たいら こう すけ
平 浩 介

(1954年6月6日生)

再任 社外 独立

略歴、当社における地位

1985年3月 財団法人松下政経塾卒業 2008年3月 財団法人広島県学校給食会
1986年4月 広島県議会議員 (現 公益財団法人広島県学校給食会)
1987年1月 クロダグマ株式会社取締役（現任） 会長兼理事長
1997年7月 広島県監査委員 2013年4月 同会理事長（現任）
2019年6月 当社監査役（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人広島県学校給食会理事長

- 所有する当社の株式の数：38株
- 取締役会出席状況：10回中9回出席（90%）
- 社外監査役在任年数：1年（本定時株主総会の終結の時）

社外監査役候補者とした理由

平浩介氏は、企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、当社経営の適切な監査を行っていただけのものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、クロダグマ株式会社取締役及び公益財団法人広島県学校給食会理事長であります。当社と当社及び同会の間には取引関係がありません。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）について、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 野上武志氏は、新任の監査役候補者であります。
4. 野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の各氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は貝原潤司氏及び平浩介氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、野上武志氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
5. 当社は貝原潤司氏及び平浩介氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。本議案どおり貝原潤司氏及び平浩介氏の再任が承認可決された場合、両氏とは当該責任限定契約を継続する予定であります。また、野上武志氏につきましても、選任が承認可決された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

ご参考

【社外役員独立性基準】

当社は、当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者(注1)
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(注2)
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者(注3)
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に直近3事業年度における年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8. 上記1.から7.までの重要な者(注4)の配偶者又は2親等以内の親族、同居の親族である者

注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近3事業年度における年間平均売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における年間平均売上2%以上の額の支払いを行っている者をいう。

注4：「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税増税前の駆け込み需要や雇用環境の改善を背景に第3四半期まで回復基調が続いてまいりました。一方、国外では米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の長期化に加え、2019年末から新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済が不安定となり、国内外ともに景気の先行きが不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループでは、2018年4月より社内カンパニー制へ移行して、金属素形材事業、産業機械事業、工作機器事業それぞれの事業セグメントごとの成長を志向し、設備投資、新商品開発、顧客接点の拡大など、事業の独自性を生かした戦略を積極的に展開してまいりました。

しかしながら、自動車関連業界や工作機械関連業界をはじめとする当社グループを取り巻く環境は国内外ともに停滞感や減速感が強く、厳しい経営環境下での事業運営を強いられることとなりました。

その結果、当連結会計年度の売上高はグループ全体で、58,288百万円（前期比 3.4%減）、営業利益は、2,907百万円（前期比 46.8%減）となりました。また、経常利益は、3,319百万円（前期比 44.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,645百万円（前期比 57.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）〕

自動車関連業界におきましては、中国市場の失速をはじめ、市場全体として減速感が強まりました。農業機械・建設機械関連業界におきましては、豪雨災害により生産が滞る状況もありましたが、国内の消費税増税前の駆け込み需要などにより需要は堅調に推移しました。

しかし、2019年末より拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、当事業の主要関連業界においても生産が滞り始めました。

このような状況のもと、当事業におきましては、国内外の生産拠点間での連携強化を図り、当社の強みである素材開発から機械加工までの一貫生産体制を活かし自動車トランスミッション部品を中心とした高付加価値部品の新規受注に努めました。海外拠点では、次期モデルチェンジに向けて積極的に受注活動を行いました。また国内では福山工場加工ラインにおける自動車トランスミッション部品の安定的な生産及びライン増設を進めてまいりました。これらの取り組みに加えて生産性を高めることによって収益性の改善に努めて

まいりましたが、市場環境の悪化の影響が大きく、売上が前年比で大幅に減少し、利益面でも厳しい状況で推移しました。

その結果、当事業の売上高は、27,531百万円（前期比 5.7%減）、セグメント利益（営業利益）は 297百万円（前期比 81.3%減）となりました。

〔キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）〕

国内の建設業界におきましては、東京オリンピック関連の工事で先送りになっていた都市再開発事業が再開されましたが、慢性的な人手不足と各種コストアップにより工事の進捗にも影響を及ぼしました。

このような状況のもと、当事業におきましては、商品開発によるお客様の満足度の向上に注力しました。

プラント事業では、品質や納期対応力の向上を図るため、商品の標準化を進めました。既存設備の更新需要が増加し、メンテナンス工事も旺盛であったことによって、前期比で売上が増加しました。

荷役機械関連事業では主力であるクライミングクレーンの安定的な受注に加え、新たに受注した特殊大型クレーンであるダム建設用クレーンの納入によって前期比で売上が増加しました。

自走式立体駐車場事業では、ロングスパンタイプの商品開発を行いました。消費税増税前の駆け込み需要に加えて、商業施設や企業向け駐車場の案件も受注することができたため、前期並みの売上を維持することができました。

その結果、当事業の売上高は、21,160百万円（前期比 15.6%増）、セグメント利益（営業利益）は 2,597百万円（前期比 19.9%増）となりました。

〔キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）〕

工作機械関連業界におきましては、米中貿易摩擦の長期化の影響により、国内外ともに設備投資は減少傾向となりました。さらに外需は、新型コロナウイルス感染症の拡大が市場に大きな影響を及ぼしており、中国市場をはじめ欧米の各国で自動車、電気・精密機械、その他一般機械の各分野において設備投資を先送りにする動きが急速に拡大し、受注が大きく減少しました。

このような状況のもと、当事業におきましては、主力商品であるパワーチャックの高付加価値商品として開発した次世代標準チャックBRシリーズを市場に投入しました。また、積極的な営業活動を展開するために国内外の主要展示会へNC円テーブルMK350や薄型2爪平行グリッパなどの新商品を発表しました。さらに、ロボット分野などの新たな市場領域に参入するために、システムインテグレータやロボットメーカーに対してアプローチを行ってまいりました。

これらの取り組みを進めてまいりましたが、国内外ともに企業の設備投資意欲が低下し

たことによって需要が伸びず、当事業は売上・利益ともに厳しい状況で推移しました。

その結果、当事業の売上高は、8,886百万円（前期比 27.2%減）、セグメント利益（営業利益）は 915百万円（前期比 63.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニーの受注の対応に伴い、福山工場の銑鉄鋳物加工設備を新設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、4,465百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことにより、国内外の事業に多大な影響を及ぼすことが予想されます。また、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の長期化など地政学的リスクも継続し、先行きの不透明な状況が続くと思われま

ず。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、新規事業への人的資源の集中や商品開発体制の見直しを行い、新規事業の成長を加速させてまいります。また、既存事業の品質レベルの向上や海外市場の事業規模拡大など、持続的成長に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいります。

次期の事業セグメントごとの主な戦略は次のとおりであります。

〔キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）〕

2020年度の自動車関連業界は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響を想定することが現時点では困難な状況となっております。

このような状況のもと、当事業におきましては、品質の向上や省人化などによる生産性の向上により競争力を強化してまいります。そして、自動車トランスミッション部品などの高付加価値部品の新規受注に注力し、収益力を強化してまいります。また、海外拠点であるメキシコ子会社の受注品目の拡大やタイ子会社の経営改善に取り組んでまいります。

〔キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）〕

2020年度の国内における建設業界は、前期から継続中のプロジェクトに加えて、新たな再開発事業も多く計画されているため、活況に推移する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、首都圏における再開発事業の遅延や設備投資の見直しなどにより厳しい状況が想定され、先行き不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当事業におきましては、コンクリートプラント事業では、サービス体制や商品ラインナップの充実を図ることにより顧客との繋がりを強化し、既存設備の改造工事やメンテナンスサービス、さらに建て替え工事の受注強化に努めてまいります。荷役機械関連事業では、主力のクレーン事業に加えて、橋形クレーンなどの常設機械へ市場領域を拡大し、また海外市場へアプローチを進めてまいります。環境関連機器事業では、バイオマス資源を原料としたエネルギー関連分野への商品展開に努めてまいります。自走式立体駐車場事業では、顧客ニーズを的確に捉えた提案を行うことによって、マーケットシェアの拡大を図ります。また工事の進捗管理を徹底して収益の確保に努めてまいります。

〔キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）〕

2020年度の工作機械関連市場は、米中貿易摩擦などの影響により後退した局面が上半期には反転するものと見込まれておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、その時期はさらにずれ込むものと予測されます。また国内外のサプライチェーンの寸断や企業活動の停滞を引き起こし、先行き不透明な状況が続くため、当面の間は軟調に推移していくものと思われます。

このような状況のもと、当事業におきましては、工作機械関連市場のニーズに速やかに対応できる体制を構築してまいります。また、産業用ロボット周辺機器市場での事業化を推進していくため、ロボットハンドのQCD改善、新商品開発の推進、システムインテグレータとのネットワーク構築を進めてまいります。さらに、前期市場投入した新型標準チャックBRシリーズの認知度向上やお客様の声を反映した商品開発・サービスによりお客様満足度を高めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第107期 (2017年3月期)	第108期 (2018年3月期)	第109期 (2019年3月期)	第110期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)		55,421	56,051	60,339	58,288
営 業 利 益 (百万円)		4,255	4,484	5,463	2,907
経 常 利 益 (百万円)		4,312	5,152	5,932	3,319
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		2,041	3,492	3,854	1,645
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		213.85	372.08	411.54	175.68
総 資 産 (百万円)		68,098	71,633	73,453	70,651
純 資 産 (百万円)		32,913	36,173	37,629	38,082

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第109期の期首から適用しており、第108期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第107期 (2017年3月期)	第108期 (2018年3月期)	第109期 (2019年3月期)	第110期 (当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)		49,803	48,892	52,283	50,796
営 業 利 益 (百万円)		3,640	3,701	4,382	2,659
経 常 利 益 (百万円)		4,079	4,720	5,551	3,727
当 期 純 利 益 (百万円)		1,632	2,988	3,713	1,774
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		170.95	318.39	396.54	189.51
総 資 産 (百万円)		63,520	65,869	68,547	66,071
純 資 産 (百万円)		30,113	32,475	34,743	35,139

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第107期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第109期の期首から適用しており、第108期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等となっております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
北川冷機株式会社	70百万円	100.00%	鋳鉄製品等の加工
株式会社北川製作所	40百万円	77.50%	工作機器等の加工
株式会社吉舎鉄工所	30百万円	50.00%	鋳鉄製品の製造
株式会社 AileLinX	290百万円	100.00%	無人航空機の製造及び販売
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バーツ	100.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,296百万ペソ	75.00%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	5,500千ドル	100.00%	工作機器の製造及び販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.00%	工作機器の販売

- (注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2 株式会社AileLinXは、2019年9月に株式全てを取得、同年10月に4億円の増資(資本金2億円)を行い、資本金290百万円となりました。

(11) 主要な事業セグメント (2020年3月31日現在)

次に掲げた商品の製造販売を主な事業といたしております。

事業部門	主要商品
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	生型機械鋳造、ロストワックス精密鋳造、消失模型鋳造の製法により製造する自動車部品、各種機械部品
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、建築用ジブクレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、自走式立体駐車場
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、パワーバイス、グリッパ

(12) 主要拠点等 (2020年3月31日現在)

当社本社	広島県府中市元町77番地の1
国内生産拠点	当社工場 (広島県、埼玉県、和歌山県)、北川冷機(株) (広島県)、(株)北川製作所 (広島県)、(株)吉舎鉄工所 (広島県)
国内販売拠点	当社支店 (広島県、宮城県、東京都、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県)
海外生産拠点	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ) 北川 (瀋陽) 工業機械製造有限公司 (中国)
海外販売拠点	KITAGAWA EUROPE LTD. (英国) KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) KITAGAWA-NORTHTECH INC. (米国) 上海北川鉄社貿易有限公司 (中国)

(13) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,785名	31名増

② 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,404名	40名増	42.0歳	16.3年

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社広島銀行	7,028百万円
株式会社みずほ銀行	2,473
株式会社三菱UFJ銀行	552
みずほ信託銀行株式会社	536

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株 (自己株式 287,794株を含む)
(3) 株主数 9,796名 (前期比 158名増)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
北川鉄工所みのり会	559 千株	5.98 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	521	5.57
株式会社 広島銀行	446	4.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	336	3.59
みずほ信託銀行株式会社	230	2.46
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	219	2.34
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	198	2.12
北川鉄工所自社株投資会	195	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	184	1.97
朝日生命保険相互会社	171	1.83

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を 287,794株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	北川 祐治		北川冷機株式会社代表取締役社長 株式会社北川製作所代表取締役会長 株式会社吉舎鉄工所代表取締役社長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 府中商工会議所会頭
代表取締役 副会長	北川 宏	キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役会長
取締役	北川 日出夫	常務執行役員	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役社長
取締役	畑島 敏勝	常務執行役員 開発本部長 新事業推進本部長	
取締役	栗本 和昌	常務執行役員 キタガワ サン テック カンパニー社長	
取締役	佐藤 靖	執行役員 東京支店長	
取締役	宇田 育造	執行役員 経営管理本部長	
取締役	沼田 治		
取締役	内田 雅敏		北川精機株式会社代表取締役社長
常勤監査役	河村 光二		
監査役	貝原 潤司		カイハラ株式会社代表取締役副会長
監査役	平 浩介		公益財団法人広島県学校給食会理事長

- (注) 1. 取締役 沼田治氏及び内田雅敏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 河村光二氏、貝原潤司氏及び平浩介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 河村光二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役 沼田治氏、内田雅敏氏及び監査役 河村光二氏、貝原潤司氏、平浩介氏の5氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 取締役 藤井一裕氏は、2019年6月21日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 取締役 内田雅敏氏は、2019年6月21日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、同株主総会での承認により取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、定款に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等

区分	人数	報酬等の額
取締役	10名	223百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(10百万円)
監査役	4名	26百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(26百万円)
合計	14名	249百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記には、2019年6月21日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した社外取締役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 監査役の報酬等の額には、2019年6月21日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、辞任した社外監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において年額 500百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第96回定時株主総会において年額 50百万円以内と決議をいただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 53百万円（取締役7名に対して 48百万円、監査役3名に対して 4百万円）が含まれております。
6. 上記報酬等のほかに社外取締役及び社外監査役が当社子会社等から受けた役員としての報酬はございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 内田 雅 敏	北川精機株式会社 代表取締役社長	当社は北川精機株式会社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の0.1%未満であり、僅少であります。
監査役 貝原 潤 司	カイハラ株式会社 代表取締役副会長	当社とカイハラ株式会社との間には、特別の取引関係はありません。
監査役 平 浩 介	公益財団法人 広島県学校給食会 理事長	当社と公益財団法人広島県学校給食会との間には、特別の取引関係はありません。

② 主な活動状況

区分・氏名	出席状況	当事業年度における主な活動状況
取締役 沼田 治	取締役会 13回中13回出席	企業経営で培われたグローバルな事業経営及び管理・運營業務など豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では経営全般にわたり、客観的・専門的な視点から適宜発言を行っております。
取締役 内田 雅 敏	取締役会 10回中10回出席	企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では経営全般にわたり、客観的・専門的な視点から適宜発言を行っております。
監査役 河村 光 二	取締役会 13回中13回出席 監査役会 14回中14回出席	金融機関で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会では常勤監査役として監査の実施状況及び結果を報告し、他の監査役と活発な意見交換を行っております。
監査役 貝原 潤 司	取締役会 13回中13回出席 監査役会 14回中14回出席	企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会では、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。
監査役 平 浩 介	取締役会 10回中9回出席 監査役会 10回中10回出席	企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では、取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会では、常勤監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。

(注) 取締役 内田雅敏氏、監査役 平浩介氏については、2019年6月21日の就任後の出席状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役及び経理部並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川(瀋陽)工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び従業員の行動規範としてキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- ② 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象になっている。
- ③ 取締役会は、内部統制システムの基本事項及び重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定及び進捗状況の管理を行う。
- ④ 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程及び事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- ⑤ 当社は相談通報体制を設け、取締役、従業員が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、常勤監査役又は顧問弁護士に通報しなければならないこととする。会社は通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- ⑥ 監査役は当社の法令遵守体制及び相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。また情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

当社を取り巻くリスクとして、経営環境動向、法律対応、商品品質、販売及び調達価格、海外取引、天災事変等、さまざまな事業上のリスクが想定される。

全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を組織し、全社のリスク管理にあたり、業務執行に係るリスクを認識するために、部門ごとにリスク管理委員会を設ける。総合的な経営リスクについては、各部門会議、取締役会、経営会議にて分析対応を検討し管理する。不測の事態が発生したときは社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含んだアドバイザリーチームを組織して迅速に対応し、損害の発生防止及びその極小化に万全を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。取締役の経営意思決定機能と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

(5) 当社及び当社子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、全ての企業グループに適用するキタガワ企業行動憲章及びキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。

年度毎に当社経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社企業グループの状況把握と対策を協議する。当社子会社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、結果を当社に報告する。当社子会社は社長もしくは工場長等をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。当社コンプライアンス委員会は当社子会社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。また当社グループは相談通報体制を設けており、当社子会社の取締役、従業員にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。併せて、グループ各社は社長もしくは工場長等をリスク管理担当責任者として、リスク管理体制を構築し、リスク管理に関する取り組みを行う。本社リスク管理委員会は、各社のリスク管理担当者に指導、指示を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社には、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役から要請があった場合は、直ちに監査役の業務補助のために監査役補助者を任命することとする。監査役補助者は監査役の指揮、命令の下で職務を遂行し、その人事については監査役会との協議により行う。

(7) 当社監査役への報告体制を確保する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、各社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに当社監査役に報告する。当社企業グループは、通報者に対して不利益な扱いを行わない。また、当社監査役はいつでも必要に応じて当社企業グループの取締役、従業員に対して報告を求めることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、取締役会はもとより経営会議をはじめ全ての重要会議に自由に出席して、意思決定の過程及び業務の進捗状況を把握するとともに、状況の説明を求めることができる。監査役が職務執行に対し、費用、債務の請求を行った場合、監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用、債務の支払いを行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社企業グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るための反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- ② 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- ③ 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)、社外監査役3名で構成し、経営会議は取締役会出席者のほか、執行役員11名を含んで構成しております。取締役会は13回、定款の規定に基づく書面決議は3回、経営会議は2回開催し、当社及び子会社の重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、社外取締役は、これらの会議に出席して独立的な立場から意見を表明し、経営の監視・監督を行っております。

②損失の危険等に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として、会長を委員長とし全取締役、全執行役員を委員とするキタガワコンプライアンス委員会を設置しており、委員会を4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等を協議しております。また、各部門にコンプライアンス推進担当者を配置して推進会議を2回開催し、コンプライアンス推進に関する活動及び問題の把握並びに改善等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社及び国内子会社の全社員を対象とした研修及び階層別の研修を実施するとともに毎月コンプライアンス便りを配信し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役及び全執行役員を委員とするリスク管理委員会を5回開催しております。

さらに、BCP(事業継続計画)の一環として、災害時に備えて自然災害対応マニュアルを策定して当社及び子会社の全社員へ周知を行っております。

③当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況

子会社につきましては、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会は、子会社の業務執行状況の報告と対策を協議し、子会社の取締役会に出席するなど、業務執行の監督を行っております。重要な執行案件は、当社の取締役会又は、会長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査役は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。

④監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査役会は、14回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。

監査役は取締役会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、意思決定の過程、業務の進捗状況、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

⑤反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,283	流動負債	20,758
現金及び預金	9,954	支払手形及び買掛金	5,049
受取手形及び売掛金	9,254	電子記録債権	4,369
電子記録債権	5,064	短期借入金	3,688
商品及び製品	4,000	1年内返済予定の長期借入金	1,477
仕掛品	4,266	リース債務	102
原材料及び貯蔵品	2,413	未払法人税等	275
その他の貸倒引当金	△13	賞与引当金	642
固定資産	35,367	役員賞与引当金	53
有形固定資産	28,870	製品保証引当金	211
建物及び構築物	6,857	その他の負債	4,888
機械装置及び運搬具	14,776	固定負債	11,810
土地	3,733	長期借入金	6,078
リース資産	277	リース債務	156
建設仮勘定	2,613	繰延税金負債	0
その他の無形固定資産	611	環境対策引当金	219
投資その他の資産	5,949	退職給付に係る負債	5,239
投資有価証券	2,762	その他の負債	116
繰延税金資産	1,003	負債合計	32,569
退職給付に係る資産	1,880	(純資産の部)	
その他の貸倒引当金	△43	株主資本	35,746
		資本金	8,640
		資本剰余金	5,104
		利益剰余金	22,617
		自己株式	△614
		その他の包括利益累計額	965
		その他有価証券評価差額金	947
		為替換算調整勘定	1,514
		退職給付に係る調整累計額	△1,495
		非支配株主持分	1,369
資産合計	70,651	純資産合計	38,082
		負債及び純資産合計	70,651

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,288
売上原価		49,033
売上総利益		9,255
販売費及び一般管理費		6,347
営業利益		2,907
営業外収入		
受取利息	61	
受取配当金	95	
持分法による投資利益	175	
不動産賃貸料	55	
スクラップ売却益	179	
その他	132	699
営業外費用		
支払利息	90	
売上替引	26	
為替差損	155	
その他	14	287
経常利益		3,319
特別利益		
固定資産売却益	113	113
特別損失		
固定資産除却損失	94	
減損損失	303	
製品保証費用	267	664
税金等調整前当期純利益		2,768
法人税、住民税及び事業税	1,146	
法人税等調整額	△64	1,082
当期純利益		1,686
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		1,645

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,640	5,113	21,861	△611	35,003
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△889		△889
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,645		1,645
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△9			△9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△8	755	△3	743
当 期 末 残 高	8,640	5,104	22,617	△614	35,746

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,433	0	1,206	△1,369	1,270	1,355	37,629
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△889
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,645
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△486	△0	307	△126	△304	14	△290
当 期 変 動 額 合 計	△486	△0	307	△126	△304	14	453
当 期 末 残 高	947	—	1,514	△1,495	965	1,369	38,082

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,796
売上原価		42,735
売上総利益		8,061
販売費及び一般管理費		5,402
営業利益		2,659
営業外収入		
受取利息	132	
受取配当金	730	
不動産賃貸料	124	
スクラップ売却益	68	
貸倒引当金戻入額	135	
その他	125	1,316
営業外費用		
支払利息	84	
売上替割引	26	
為替差損	127	
その他	9	248
経常利益		3,727
特別利益		
固定資産売却益	113	113
特別損失		
固定資産除却損	92	
製品保証費用	267	
関係会社株式評価損	755	1,114
税引前当期純利益		2,726
法人税、住民税及び事業税	914	
法人税等調整額	37	951
当期純利益		1,774

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	28	5,109
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0
当 期 末 残 高	8,640	5,080	28	5,109

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	997	489	3,700	14,985	20,172
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の積立		61		△61	—
圧縮記帳積立金の取崩		△17		17	—
剰余金の配当				△889	△889
当 期 純 利 益				1,774	1,774
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	44	—	840	884
当 期 末 残 高	997	533	3,700	15,826	21,057

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△611	33,309	1,433	0	1,433	34,743
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△889				△889
当 期 純 利 益		1,774				1,774
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3				△3
自 己 株 式 の 処 分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△486	△0	△486	△486
当 期 変 動 額 合 計	△3	881	△486	△0	△486	395
当 期 末 残 高	△614	34,191	947	—	947	35,139

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 北川 鉄 工 所
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松原浩平[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田真也[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 北川鉄工所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松原浩平[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田真也[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社北川鉄工所 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 河 村 光 二 ㊟

監査役（社外監査役） 貝 原 潤 司 ㊟

監査役（社外監査役） 平 浩 介 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

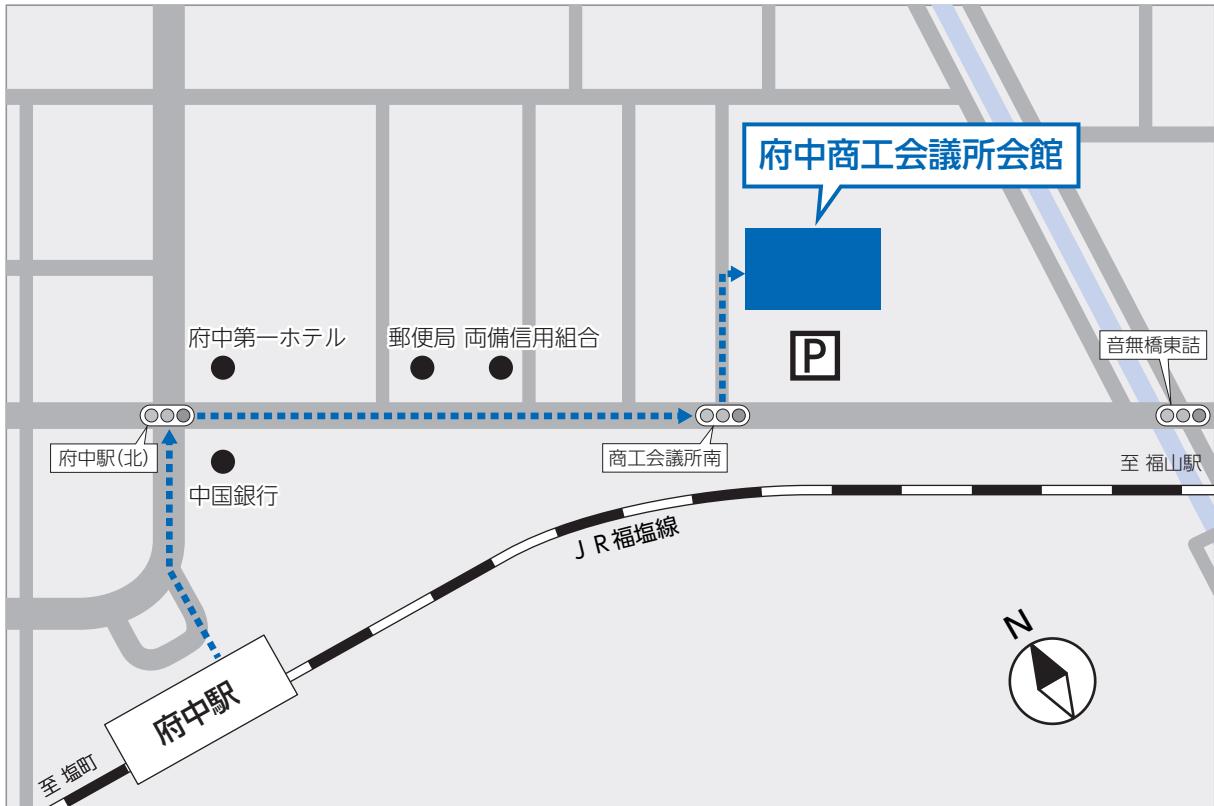


会場

府中商工会議所会館
広島県府中市元町445番地の1



J R 福塩線
府中駅下車 徒歩 5 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

